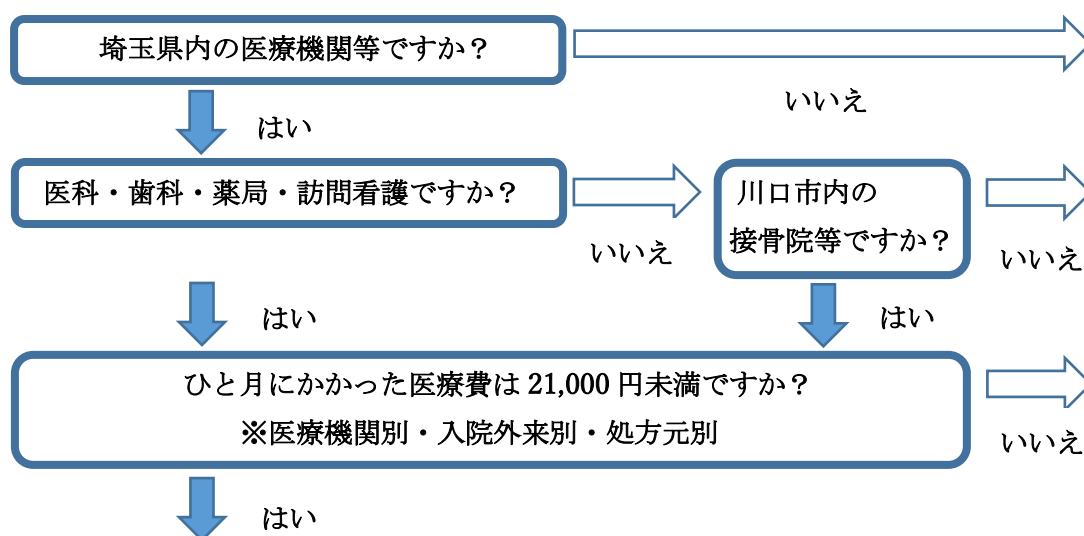


重度心身障害者医療費助成制度のご利用方法について

下記のフローチャートを参考に、医療費の申請方法をご確認ください。



現物給付（窓口での支払いなし）が受けられます。

※埼玉県内であっても、現物給付を実施しない医療機関等もございますので、詳細につきましては、各医療機関等にお問い合わせください。

※川口市内の接骨院等については、川口市と現物給付に関する協定を締結した施術所等のみが対象です。現物給付を実施していない場合は償還払いになります。詳細につきましては、障害福祉課手帳係にお問い合わせください。

償還払い（窓口で支払った後、申請をいただいたうえで支給）になります。

医療機関等の窓口でひと月にかかった医療費を全額お支払い後、医療費支給申請書に領収書を添付するか、医療機関等の証明を受け、川口市に医療費支給の申請をしてください。

後日、指定された口座に振り込みます。

申請書の記入方法については、次のページをご参照ください。

※申請書はホームページからダウンロードすることができます。

（このパンフレットの表紙にホームページの QR コードおよび URL の記載がございますのでご利用ください。）

重度心身障害者医療費助成制度は、

医療保険適用の医療費を助成する制度です。

介護保険利用分や自費分（予防接種代、文書料、入院時の食事代やベッド代など）は支給対象外ですので、申請の際はご注意ください。